

東京出入国在留管理局横浜支局参観事前質問への回答及び質疑応答

2019年11月18日(月) 13:00~14:00

アムネスティ・インターナショナル日本

(注：本質問事項は原則として貴支局入国者収容場の昨年1年間の状況を対象としています。)

1. 収容の状況について

(1) 現在の被収容者数を根拠令書(退去強制令書、収容令書)別、国籍別に教えてください。
また、難民認定申請中の入国者及びLGBTの人の数を教えてください。

【回答】

収容令書：0件

被収容者数：男性のみ116名(2019年11月18日13:00現在)

ベトナム：59名、中国：15名、タイ：15名、モンゴル：5名

難民認定申請中の入国者及びLGBTの人の数：統計がないため不明

(2) 平均収容日数、および現時点の1年以上の被収容者数、2年以上の被収容者数、最長収容日数を教えてください。

【回答】

平均収容日数：15.8日

最長収容日数：141日(11月18日現在)

(3) 部門別正規職員数、及び医師と看護師の数及び勤務体制(勤務日・勤務時間)について教えてください。

【回答】

正規職員数：162名

医師と看護師の数及び勤務体制：

非常勤の医師(消化器内科)1名、週一回木曜日13:00~17:00

看護師(女性)2名、月~金に少なくとも1名は勤務

准看護師(男性)1名

(4) ア 医師による診察を申し込んだ数、受診した数、及び外部の医療機関に護送した数を診療科目別に教えてください。また、救急搬送は何件でしたか。

【回答】(平成30年度の数字)

受診数：756件

外部医療機関護送数：38件

救急搬送：1件

イ 医師による診察を申し込んだにもかかわらず不許可にした数、およびその理由を教えてください。

【回答】

不許可数：0件

ウ 夜間や休日などに被収容者が痛みを訴えた場合にはどのように対応していますか。

【回答】体温・血圧などを測定し、既往症をチェックして、必要に応じて外部機関で診察を受ける

エ 被収容者が診察を申し込んだ際の業務の流れと所要日数について教えてください。

【回答】速やかに対応。所要日数については統計がないため不明。

(5) 2018年中の仮放免許可数を根拠令書別に教えてください。

【回答】仮放免許可数：66件、退去強制令書：18件

(6) 過去3年間の自殺件数、自損件数、3日以上拒食をした件数を教えてください。

【回答】自殺件数：0件、自損件数：0件、3日以上拒食をした件数：統計がないため不明

- (7) 6月に大村センターでハンガー・ストライキにより被收容者が餓死しましたが、同様事案の発生防止対策を教えてください。

【回答】 診療者による診察やカウンセリングを実施。

- (8) 国費送還者、自費送還者数およびそれぞれについての送還忌避者数を教えてください。また、送還忌避者のうち、難民不認定処分に係る審査請求棄却について送還前日、前々日に告知を受けた者の数を教えてください。

【回答】 (平成30年度の数字)

国費送還者数：34件、自費送還者数:2662件、

それぞれについての送還忌避者数：統計がないため不明

難民不認定処分に係る審査請求棄却について送還前日、前々日に告知を受けた者の数：0件

2. 処遇について

- (1) 被收容者処遇規則（以下、「規則」）第2条に基づき、被收容者の生活様式の尊重をし、第2条の2に基づく意見聴取を行いましたか。また、聴取の回数を教えてください。

【回答】 意見箱の意見・苦情を二週間に一度回収し、検討する。

意見数:40件（平成30年）

- (2) 規則第41条に基づく被收容者の処遇に関する申し出や請求の件数および内容について教えてください。

【回答】 処遇に関する申し出・請求件数：7365件（うち処遇に関するもの：4474件）

- (3) 規則第41条の2に基づく被收容者から收容に関する不服の申し出の件数および内容について教えてください。

【回答】 收容に関する不服の申し出の件数：2件

内容：遵守事項を遵守させる、物品に関するもの

- (4) 規則第41条の3に基づき、被收容者が不服の申し出の判定に不服があり、異議を申し出た件数および内容について教えてください。また、これらの事案はその後どのようなようになったのでしょうか。

【回答】 異議を申し出た件数：1件

内容：遵守事項を遵守させるために必要な指導を行ってほしい

- (5) LGBTの被收容者に対して特別の処遇をした人は何人いましたか。また、どのような処遇をしましたか。

【回答】 統計がないため不明

- (6) 日本国憲法や日本国が加盟している国連自由権規約、国連拷問禁止条約などを用いた職員に対する人権教育は行われていますか。

【回答】 行なわれている。

- (7) 被收容者一人当たりの食事予算はいくらですか。また、食物アレルギーや宗教上の配慮はされていますか。

【回答】 一人当たりの食事予算：1680円(税抜き)。

朝食はパン食。昼食と夕食はご飯の弁当と味噌汁。味噌汁は收容者に合わせて変更。

食物アレルギーや宗教上の配慮：あり

- (8) 被收容者の1日の運動時間はどのくらいありますか。土日や休日にも運動はできますか。

【回答】 9:30～11:30、13:30～16:30の時間帯は自由に運動できる。

週二回45分間、屋上運動場が使える。（屋上運動場は外気に触れることが可能）

- (9) 入浴は毎日可能ですか。また、石鹸やシャンプーは支給されますか。

【回答】 9:30～11:30、13:00～16:30の時間帯は自由にシャワーが使用できる。

施設にはA、B、C、D四つの区画があるが、各区画に個室シャワーが8個設置されている。

石鹸、シャンプーは原則自費購入か差し入れだが、それが不可能な場合は支給する。

3. 隔離および戒具の使用について

(1) 規則第18条に基づく隔離処分は、同条各号に以下のように規定されています。事由別の隔離件数を教えてください。

- 一 逃走、暴行、器物損壊その他刑罰法令に触れる行為（第18条1項1号）
- 二 職員の職務執行に反抗し、又はこれを妨害した（第18条1項2号）
- 三 自殺又は自損（第18条1項3号）

【回答】上記に関しては統計がないため不明

(2) 規則第19条に基づく戒具の使用は、下記においてそれぞれ何件ありましたか。また、その使用は必要最小限度の範囲内であるか所長等は確認をしましたか。

- 一 逃走のおそれがあり、防止方法がない（第19条1項1号）
- 二 自己または他人に危害を加え、防止方法がない（第19条1項2号）
- 三 収容所等の設備、器具その他の物を損壊（第19条1項3号）

【回答】上記はいずれも0件。

戒具の使用については、所長が確認する事になっている。

(3) 外部医療機関護送時に戒具（手錠・腰縄）を使用した件数は何件ですか。そのうち、医師等による診察時にも戒具を使用した件数は何件ですか。また、診察時にも戒具を使用した場合の判断基準について教えてください。

【回答】統計がないため不明

(4) 前回、前項の質問に対して、「統計を取っていないので件数はわからない」との回答でした。外部医療機関護送時は『被收容者処遇規則』では無く、『違反調査及び令書執行規定』が適用されているとのことですが、この13条には、「退去強制令書を執行するため、退去強制を受けるものを護送するとき」と規定されており、外部医療機関への護送時はこれに該当せず、法規の適用を逸脱しているように思いますが、いかがですか。

また、収容令書に基づいて収容されている被收容者を外部医療機関に護送する際にも戒具を使用しているとしたら、どのような根拠規定に基づいているのでしょうか。

また、『被收容者処遇規則』では戒具の使用が厳格に規定されているところ、（裁判所によって有罪判決を受けないまま、行政の裁量によって収容されている）病人が医療機関を受診する際に戒具を使用されることは人道的に許されないばかりか、『日本国憲法（11条、13条、18条、31条）』、『国連自由権規約（7条、10条）』、『国連拷問禁止条約（16条）』に抵触しています。外部医療機関護送時の戒具使用を「『被收容者処遇規則』に準じて厳格に制限するよう改めていただけませんか。

【回答】令書執行規定61条32項、39条1項に則って適性に行っている。
(この部分、法律用語が多く、よく分かりませんでした。)

(5) 外部医療機関護送時に戒具を人目につかないようにする措置を取られていますか。また、戒具を装着している被收容者の診察を医師が拒否したことはありますか。

【回答】手錠・腰縄が隠れる上着を着用する。同行する職員は私服。
診療機関に一般の受診者とは別の入り口や待機場所を用意してもらう。

(6) 戒具（手錠および捕縄）の現物を見せていただけませんか。

【回答】不可。

4. 入国者収容所等視察委員会の意見等について

(1) 平成29年1月20日に視察委員会から、「運動場にサッカーゴールを設置するなど`運動用具の充実に努められたほか、オリンピック期間中におけるテレビの視聴時間について柔軟に対応された点を評価する。」との評価意見が出され、それに対して貴局から、「今後も被收容者の意見や要望に対して、保安上・衛生上支障のない範囲において、

引き続き処遇環境の改善に努める。」と報告されています。その後の処遇環境の改善がありましたら具体的にお知らせください。

【回答】平成30年2月20日に臨床心理師によるカウンセリングを行う事を知らせるため、収容者向けガイドブックに複数の言語で告知を記載した。

(2) 同じく、「官側と給食業者による徹底した管理のもと、被収容者の食物禁忌に配慮した官給食の提供に努められたい。」との意見が出され、それに対して貴局から、「措置」として、「不適正食材混入事案が発生した場合には、原因を究明して再発防止に努めている。また、献立表による使用食材の事前確認をより注意深く行い、配膳前には、給食業者及び当支局勤務員の双方が検品を実施するなどの取扱いを徹底することによって、不適正食材混入防止に努めた。」と報告されています。昨年中の不適正食材混入事案は何件ありましたでしょうか。

【回答】不適正食材混入事案：2件

以上